

平成 28 年度 事業計画書

平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

平成 28 年度事業計画書

【はじめに】

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）が施行されてから、6 年が経過した。

平成 27 年度は、平成 26 年度に発生したあっせん誤りに対する是正措置に向け、第三者委員会による原因分析・再発防止に向けた提言に基づいて、理事長以下役員が刷新され、社団管理運営体制が大きく変動した年度であった。新たな理事会の下では改革推進委員会が設置され、同委員会によって定められた改革方針を基に、平成 28 年度を組織体制の再編と信頼される社団体制の構築にまい進する改革元年とする。

この改革は、まずは今まで是正できなかつた地域によるルールや手続きの違いを改め、全国を統一した適正なあっせんを確実に行うことから始め、同時に臓器提供数の増加を中心とする収入増強及び経費の圧縮により慢性的な赤字体質から脱却して健全な財政基盤の構築を目指すものである。

これにより、骨太な組織運営体制を確立し、国民の信頼の早期回復を実現する。

一方、平成 27 年度は、法改正後減少していた臓器提供数が増加に転じた年度でもある。

平成 28 年度は、病院啓発と一般啓発の両面からの活動を行うと共に、5 類型施設の院内体制を整備する地域支援事業を軸とする地域単位の移植医療体制の整備をさらに充実・強化しながら、新たに 5 類型施設における選択肢提示への支援事業にも取り組み、約 14,000 名を超える移植希望登録者のために、関係機関とともに一層の移植医療の体制整備を図る。加えて、国民に対し臓器提供意思表示の重要性を広く伝える普及啓発活動を展開する。

【公益目的事業】

1. あっせん業務関係事業

- (1) 臓器のあっせんを行うに当たっては、業務基準書（登録・更新、移植検査、あっせん事例対応）に基づきあっせんを行う。業務基準書は適宜改定し、気づきの報告から発信に至る情報の共有化に向けた仕組みを整え、コーディネーター全員が遵守できるようにする。さらに、業務基準書の形式に沿った教育用のテキストを作成し、教育・研修に活用する。
- (2) コーディネーター及びチーフコーディネーターの適正配置に努め、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。
- (3) ドナー適応評価や管理、ドナー家族の心理的ケア、小児臓器提供の体制構築などについて、助言・指導等を行う小児科や精神科医師などの医療専門職の機能を充実させ、円滑なあっせん業務を行う。
- (4) 臓器移植に関する情報の管理・分析、レシピエント情報の登録・更新、臓器提供事例におけるレシピエント候補者の検索等の業務の精度向上・適正化を図る。
- (5) 臓器提供事例発生時、常時移植検査を行える体制の整備のため、24 時間ドナー検査対応が可能な移植検査センターにおける H L A 検査技師の設置に必要な経費の助成を行う。
- (6) 臓器のあっせんに必要な移植検査（ウエストナイルウイルス抗体検査）を円滑に実施す

るために、必要な経費の助成を行う。

- (7) 公平・公正な臓器移植を円滑に遂行するため、再構築したレシピエント検索システムの並行運用を行い、秋頃から新システムへの一本化を行い適切な運営管理を行う。さらに、ドナーデータ管理及び臓器提供意思登録に関するシステムの改修に着手し、人的ミスを防ぐためのコンピューターシステムの構築を図る。

2. あっせん事業体制整備事業

(1) 都道府県あっせん体制整備支援事業

ア. 地域支援事業

都道府県内における臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制を構築するため、コーディネーターが都道府県等と行う事業の企画・実行を支援し、必要な経費に対して助成を行い、臓器移植対策の円滑な推進を図る。

また、厚生労働省、静岡県との共催で10月の臓器移植推進月間に「臓器移植推進国民大会」を静岡県にて開催する。

イ. 全国あっせん事業体制整備推進会議

各都道府県内における地域支援事業について全国規模で情報共有・情報交換及び目標・進捗・課題・改善策・成果の確認を行い、より効率的・効果的な体制整備の推進を図る。

(2) 臓器提供意思登録事業

国民が臓器提供に関する意思表示をするための適正な知識・情報の発信及び理解に役立つパンフレット類の作成・配布により、意思表示（登録）促進を図る。また、臓器提供に重要な意思表示がインターネットや書面で簡易にできる体制の整備を行う。

(3) 臓器移植研修事業

ア. 連絡調整者（コーディネーター）研修事業

臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、社団のコーディネーターおよび都道府県臓器移植コーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。また、コーディネーター及びチーフコーディネーターのための研修会と試験を実施し、コーディネーター職の質の向上を図る。研修内容については、基準の法的根拠・裏付け、レシピエントに関する意思確認、検査内容、過去（失敗）例に基づく事例研究等の内容も盛り込んでいく。

イ. 提供施設技術研修事業

① 脳死下臓器提供施設研修会

提供施設が抱える脳死下臓器提供の問題点や課題を解決でき、適正な臓器提供体制整備ができるような情報提供・技術向上の機会を提供する。臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図るため、臓器提供施設の医師等の養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する必要な事項について研修を実施する。

② 脳死患者対応セミナー

臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図り、提供施設スタッフ（医師、看護師、検査技師、院内コーディネーター）の脳死下臓器提供に関する理解を深める。臓器提供施設のスタッフが適切かつ円滑に法的脳死判定を

実施し、臓器提供者家族への関わりができるよう、研修の機会を提供する。

(4) 院内体制整備支援事業

地域支援事業を積極的に推進する都道府県において、臓器提供施設となりうる医療機関を選定し、都道府県民の意思をより確実に生かすことができるような院内体制を整備するための事業の企画・実行の支援を行う。

(5) 臓器提供施設における選択肢提示支援事業

臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行う。

(6) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリー専用ダイヤル、専用電子メールアドレスの設置、「ドナーファミリー分ちあいの会」の開催、「ドナーファミリーの集い」の開催、コーディネーター対象の家族支援研修会の開催、ドナー家族支援担当者設置など、ドナー家族の心理的支援体制の構築を行う。

3. 普及啓発事業

(1) 一般普及啓発

臓器移植に関する知識と理解を深め、社団の活動への支援を広げるために、資料集、手記、ポスター、グッズ、映像等適切かつ有効な資料を作成・配布し、都道府県と連携し、幅広く活用する。

(2) グリーンリボンキャンペーンの実施

グリーンリボンキャンペーンの活動を支援する企業と連携し、臓器移植への理解を広めるための積極的なアプローチを展開し、グリーンリボンキャンペーンを実施する。また、キャンペーンを支援する企業の拡大に努める。

4. 運営管理等事業

新体制の元、各種委員会を抜本的に見直し、理事会で必要性が認められた委員会を適宜設置する。

(1) 中央評価委員会（国庫補助金対象事業）

脳死下および心停止下臓器提供事例の検証を行うため、中央評価委員会を開催する。

なお、資料作成や進行方法を見直し、大幅に遅れている事例検証を迅速に進める。

(2) 移植検査委員会（国庫補助金対象事業）

あっせん時における適切かつ円滑な検査体制整備のため、移植検査委員会を開催する。

(3) 改革推進委員会

平成 27 年度に策定した「改革の方針」の実践及び検証と更なる改善策の検討を行い、改革を強力に推進するため、改革推進委員会を開催する。

(4) 他、理事会で必要性が認められた委員会を設置・開催する。

5. 費用配分事業

臓器移植費用配分規程に基づき、臓器摘出・臓器移植にかかる費用を臓器提供施設、HLA 検査施設、臓器移植施設に配分し、円滑に臓器あっせんを実施するための経費を徴する。

この費用は、臓器移植に至らなかった場合の摘出費用、あっせんに係る国庫補助外の手当や旅費、医学的適応判断のために派遣されるメディカルコンサルタントの費用、臓器提供者の検体搬送費、関連するソフトウェアや機器の保守料、通信費、臓器搬送のための緊急車両の費用等に当てる。

平成 28 年度は、脳死下臓器提供件数 72 件、心停止下臓器提供件数 48 件、合計 120 件を想定する。

6. 臓器移植法施行 20 周年記念事業

平成 29 年 10 月 16 日の臓器移植法施行 20 周年に向けて、これを契機として移植医療のさらなる発展に寄与すべく、記念式典、公開フォーラム、スポーツイベント等の記念事業を検討し、実施するための企画と準備を行う。

平成 28 年度は、これを目的とした「臓器移植法施行 20 周年記念特別事業募金」の募集を開始する。

【法人管理事業】

1. 管理事業

- (1) 社団運営のために必要な理事会、社員総会を効率的に開催する。
- (2) 執行体制を強化するため、執行役員会議を定期的で開催する。
- (3) 改革の方針に基づき組織体制を再編し、安全かつ着実に改革を実行する。

① 安全管理推進室の新規設置

② あっせん対策部の廃止、あっせん対応本部の設置

これまであっせん事例対応を行う常設の組織として設置されていたあっせん対策部を廃止し、臓器提供事例発生毎に「あっせん対応本部」で「班」を構成し、あっせん事例に対応する。

③ 事務局組織の再編

事務局を大きく 2 つの部門（管理運営本部、事業推進本部）に再編し、管理運営本部には、「総務部」と「システム管理部」を設置し、事業推進本部には、「あっせん事業部」と「広報・啓発事業部」を設置し、2 本部 4 部体制とする。

④ あっせん機能の一元化

本部で対応していた脳死下臓器提供事例と支部で対応していた心停止後臓器提供事例を全てあっせん対応本部で一元的に対応する。

⑤ 社団組織体制の一本化、地域オフィスの設置

本部と支部を統合し、事務局組織を一本化する。地域普及啓発とあっせん事例発生時の初動対応の重要性を考慮し、札幌、名古屋、大阪、福岡に地域オフィスを置き、職員を適正人数配置する。

- (4) 規程・規則の抜本的な見直し・改訂を行い、新組織体制における管理・運営の基盤を強化する。